

第11回議会改革特別委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年11月13日（金）午前10時～午前11時35分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 木村さゆり 富田えいじ
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 事務局長 水野敬久 議事課長 福岡弘恵 議事係長 吉田菜穂子

1 あいさつ 議長

2 議題

(1) 広報広聴に関する協議の場について

(委員長) 広報広聴協議会の組織について、瀬戸市議会のように広報広聴協議会に理事会と部会を設置するか、理事会は設置せず部会のみ設置とするか等意見を伺いたい。

(無会派) どのような組織にするかの方向性まで議論が至らなかった。

瀬戸市議会とは議員の人数や事務局体制が異なり、広聴に関しては外部有識者も携わっていると聞いている。本市議会とは大きく異なるためこのような議論をするのはどうかという意見があった。市民の付託に応える広報広聴の在り方を考えるのは難しいという意見もあった。

(公明党) 瀬戸市議会のように理事会を設置するかは検討する必要があるが、広報部会、広聴部会の正副部会長と議会運営委員会の委員長と議会改革特別委員会の委員長の6人で協議していく形がよい。

(委員長) 理事会のような形で設置が必要ということでよいか。

(公明党) 意見を取りまとめたり、共有するため、両方の動きがわかるような場は必要であると思う。

(香流) 協議会か理事会のような中間組織の場で議長の考えを意見として反映できるとよい。

(改革ながくて)

規模が違うため理事会は設置せず、協議会に広報部会と広聴部会を設置し、協議会で共有すればよい。役職が増えると複雑になるためシンプルな方がよい。

(委員) 今後のスケジュールについてはどのような予定か。

- (委員長) 令和3年5月から協議会をスタートできるよう2月までには組織等整え、会議規則等は議会運営委員会で諮ってもらい、3月定例会で会議規則改正の議案を出せるよう進める予定である。
- (委員) 全議員の合意形成はされているのか。
- (委員長) 全員打合せ会で進捗状況等報告している。特別委員会であるため、ここで決定していきたい。
- (委員長) 理事会は設置しないが情報共有や議長の意見が反映できるような場をどうしたらよいか、会派に持ち帰り意見を伺いたい。
- (委員) 議長の意見を反映とはどのようなことか。
- (委員) やることは部会でよいが、議会の方向性等の議長の考えを反映する場が必要である。それは、理事会でなくても、全員集まる協議会の場でも議会の代表者として意見が言えるのであればよい。
- (委員長) 次回、議長の意見を反映する場をどうするか、今ある議会だより編集要領や長久手市議会Facebook掲載基本方針等はどうか、新たな規定を設けるか、意見を伺いたい。

(2) 議員間討議について

- (委員長) 議員間討議をどのように実施するかについて、犬山市議会のように議案審査の流れの中で、委員長が全ての議案について討議を実施するかしないか委員に聞いて進めていくか、今の申合せ事項のとおり、事前に委員が委員長に討議の意向表明をして実施するか意見を伺いたい。
- (無党派) ・本会議質疑終了後、委員会開会前までに意向表明する。
・委員会審査の流れの中で実施する。
・申合せ事項の開会日までに意向表明という期限に縛られず、全議員の合意があればよい。
- (公明党) 本会議質疑終了後に委員長に意向表明をする。
- (香流、改革ながくて)
本会議質疑終了後のその日か、翌日もしくは委員会の前日までに意向表明する。
- (委員長) 今回の定例会のような会期だと金曜日に本会議で議案質疑があり、月曜日から委員会が始まるので、質疑終了後から意向表明の締切りまでの日にちがない。本会議の議案質疑の日程と常任委員会の日程の間を空けることは可能か。
- (事務局) 12月16日の議会運営委員会で令和3年度の年間スケジュール案を出す予定である。日程の調整がつけば可能である。
- (議長) 議員間討議を事前に意向表明する期限が平日か休日かということだが、グループウェアが導入されれば休日でも対応できるかもしれない。これまで議員間討議をやりたいということは聞いていない。やりやすい方法でやってみ

るとよいと思う。

(委員) 現在もライン等でやりとりしているため、委員会開催のせめて前日までに委員から委員長に意向表明した方がよい。

(委員) 会期日程変更するまでもない。ライン等により前日までに論点をまとめて委員長から委員へ知らせる。

(委員) 柔軟に取り組めばよい。

(委員長) 申合せ事項の意向表明は「開会日まで」を「委員会開催の前日まで」とする。3月定例会から実施することでよいか。

(議長) 試行的に実施するのであれば12月定例会からでもよい。

(委員) 申合せ事項を整えたいうで実施した方がよい。

(委員長) 申合せ事項の案を作成する。

(3) 所管事務調査について

(委員長) 委員会視察の課題について意見を伺いたい。

(無会派) ・予算消化にはなっていない。
・所管事務調査に関してはそのままでよい。

(公明党) 今までどおりではなくいろいろな形を考えていく必要はある。リモートによる先進地視察、研修先を近場にする、2年間でテーマを定め、最終的に市へ提言できるとよい。

(香流) 目的をもって行く視察先があれば2泊3日でも、近場でもよい。予算のこともあるが、行政視察は2年に1回にする等臨機応変にできるとよい。

所管事務調査は手続きを踏むべきであるが、積極的に自分達で見に行くことができる体制になるとよい。調査後の報告書は必要だが市内の現場の様子を見る所管事務調査については、現状の各委員から委員長へ提出する報告書は必要なかとも思う。

(改革ながくて)

行政視察を2年に1回にする。リモートによる先進地視察に関しては受け入れ先の準備や体制も必要である。現地へ行って発見することも多いため行政視察は現地へ行くべきである。

市内の所管事務調査は委員で協議して行くべき所へ行く。報告書に関しては委員長がまとめて報告書を作成するのは負担がかかる。報告書を作成することで責任が生じるため、行って終わりではなく報告書は続けていくべきである。

(委員) 現地へ行くと課題は見つかる。その後、委員会で議論を深めていけるとよい。

(委員) 視察へ行って報告書の作成は必要である。各委員の視点が違うため共有できるとよい。意見交換などができるとうよい。

(委員長) 11月中に会派の意見を事務局へ提出してほしい。

<休憩 午前 10 時 52 分>

<再開 午前 11 時 05 分>

(4) 録画映像配信について

(委員長) スマホ対応の録画映像配信システムに切り替えるにあたり、新たなシステムでは過去の映像が見れなくなるため、過去の録画映像をどうするか意見を伺いたい。

(無党派) ・費用対効果より市民に向けての広報が重要である。
・スマホ対応のシステムになっても現状のメディアプレーヤーで見れるシステムも継続する。
・現状の要綱どおり過去4年分をスマホ対応システムで見れるようにする。コストは市民の広報という観点から許容範囲である。

(公明党) 新たなシステムに移行するということであれば、現行システムとは異なるので過去の録画映像が見れなくなるのはしょうがない。

(香流) 過去の映像をどこまで見れるようにするかである。全ては必要ないが1年か2年がよいかは判断がつかかねるので、しばらくは要綱どおり4年見れるようにする。

(改革ながくて)

スマホ対応のシステムになり前進するということであるため、過去の映像は数年は見れるとよいが、難しければDVDと議事録として残るためよしとする。

(委員長) 市の財政状況が厳しい中で要求はできるのか。

(事務局) 要求することは可能だが、財政課から執行部の部署同様、全体の費用は削減するよう言われている。過去の録画映像を要綱どおり見れるようにするのであれば、新しいシステムへ移行しない方法もあるが、過去の映像データ変換の予算がつかなくても、新システムへ進めてよいか。

(議長) 予算要求する努力はするが、個人的な考えとしては、録画映像はサービスで生で本庁舎と西庁舎で見れるということと会議録ができるまでの確認と思っているので、各デバイスで見れるようになるのであれば、議員は過去の録画映像はDVDで見れるため、新システムで1から積み上げていくことでよいと思う。

(委員長) 新システム移行を優先する。4年分の予算を要求するが、1年から2年もしくはなしという可能性もあるので意見を伺いたい。

(委員) 予算がつかない場合は結果を待って検討してはだめか。

(委員長) 予算要求はいつまでか。

(事務局) 11月中に返事をする事になっている。

(委員) 新システムで1から積み上げ過去の録画映像を配信することでよい。

(委員) 議場にいなくても映像がいち早く見れるようにする必要がある。本会議、委員会のライブ中継も視野に入れることが大事である。過去の録画映像についてはDVDの貸出等の代替措置をしてほしい。

(委員) まずはスマホ対応にしていく。予算が両方通ればよいが難しければ、スマホ対応を優先としてほしい。

(委員) 過去の録画映像を新システムで見れるようにするためには変換する予算がかかるということであるが、録画映像データの著作権が長久手市議会であれば、データをサーバー等に入れて議会のホームページに掲載する等できないのか。

(委員長) 調べてはみるが、予算はスマホ対応の新システムの要求をお願いすることとする。

3 その他

(委員長) 議長から2点検討依頼があった。1点目は予算決算委員会が機能していないのではないかという意見もあるためやり方をどうしていくか、2点目はタブレットの導入について委員会としてどういう形でやっていくのがよいか会派の意見を伺いたい。

(委員) タブレット端末の選定、規約含めてどのように運用していくかということか。

(委員長) そうである。令和3年9月の補正予算に計上できるとよい。やりやすい形で進められるとよい。

(委員) 有志を募ってやってはどうか。

(委員長) 次回、会派の意見を伺いたい。

(委員長) 次回の宿題について確認する。

<広報広聴に関する協議の場について>

- ・議長が意見を反映できる場をどうしたらよいか。
- ・会議規則は改正する必要があるが、申合せ事項等確認をしてもらい新たに規約等設けるもしくは今の申合せ事項等の改正が必要かどうか。

<議員間討議について>

- ・申合せ事項の改正案を作成する。

<所管事務調査について>

- ・11月中に意見をまとめて事務局へ提出してもらい議論する。

<予算決算委員会について>

- ・予算決算委員会のやり方について。

<タブレットについて>

- ・どのように進めていくのがよいか。

(委員長) 次回の会議は12月11日午前10時からとする。

以上で議会改革特別委員会を終了する。